



金 沢 市 公 報

号外第5号の4

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 3
金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 8
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (")	1	住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 9
金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (")	1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 11
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	2	金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (") 11

規 則

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「臨床工学技士」を「臨床工学技士 言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人石川県音楽文化振興事業団」を「公益財団法人石川県音楽文化振興事業団」に、「財団法人金沢市福祉サービス公社」を「公益財団法人金沢市福祉サービス公社」に、「財団法人金沢市水道サービス公社」を「公益財団法人金沢市水道サービス公社」に、「社団法人石川県金沢食肉公社」を「一般社団法人石川県金沢食肉公社」に改める。

別表第2中「財団法人石川県国際交流協会」を「公益財団法人石川県国際交流協会」に、「社団法人金沢港振興協会」を「一般社団法人金沢港振興協会」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「市民参画課」を「市民協働推進課」に、
 「市民スポーツ課
シティフルマラソン開催準備室」を「市民スポーツ課
金沢マラソン開催推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項から監査委員の事務部局の項までを次のように改める。

市長の事務部局	局長 市長公室長 危機管理監 保健所長 会計管理者 その他の担当局長	1種
	部長 東京事務所長 卸売市場長 危機管理課長 その他の担当部長	2種
	課長（危機管理課長を除く。） 調査統計室長 歴史都市推進室長 町家保全活用室長 収納推進室長 まちなかビジネス振興室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 近江町交流プラザ館長 金沢マラソン開催推進室長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 戸室新保埋立場管理センター所長 駅周辺整備室長 生活道路室長 道路等管理事務所長 防災計画室長	3種
	ICT推進室長 交流拠点都市推進室長 検査員室長 金沢営業戦略室長 金沢学生のまち市民交流館長 市民センター所長 生活衛生室長 食品安全対策室長 温暖化対策室長 埋立場建設事務所長 環境エネルギーセンター所長 まちなか住宅再生室長 建物安全対策室長 違反建築対策室長 無電柱化推進室長 かけ地対策室長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種
教育委員会の事務部局	担当局長	1種
	教育次長 部長 教育プラザ総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長 玉川こども図書館副館長	3種
	市立工業高等学校副校長	4種
	市立工業高等学校教頭 主席指導主事 主席管理主事 生徒指導支援室長 泉野図書館副館長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5種
議会の事務部局	事務局長	1種
	担当部長	2種
	課長	3種
	担当課長	5種
選挙管理委員会の事務部局	書記長	3種
	書記次長	5種

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

を

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

に、

51
51
52
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65

を

50
50
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

に、

33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

32
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35
35
36
36
36
37

に、

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

に改め、同表イの表中

94
94
95
95
96
96
97

を

93
94
94
94
95
95
95

に、

34
35
36
37

を

33
34
34
35

に改め、同表ウの表中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
32
33
33
34
34
35

を

28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

に、

49
49
49
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

を

48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51

に、

43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51

を

42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
45
46
46
47

に改め、同表工

の表中	62	を	61	に、	75	を	74	に、	49	を
	62		62		75		74		49	
	62		62		76		74		49	
	62		62		76		74		50	
	62		62		77		74		50	
	63		62		77		74		50	
	63		62		78		74		51	
	63		62		78		74		51	
	63		63		79		74		51	
	63		63		79		74		52	
	63		63		80		74		52	
	64		63		80		74		52	
	64		63		81		74		53	
	64		63		81		74		53	
	64		64		82		74		54	
	64		64		82		74		54	
65	64	83	74	55						

に、	48	を	41	に、	40	を	27	に改め、同表才	26
	48		41		41		27		27
	49		42		41		27		27
	49		42		41		27		27
	49		43		41		28		27
	49		43		41		28		27
	49		44		42		28		28
	49		44		42		28		28
	49		44		42		29		28
	50		45		42		29		28
	50		45		43		30		28
	50		46		43		30		29
	50		46		43		31		29
	50		47		43		31		29
	50		47		44		32		30
	51		48		44		32		30
51	48	44	33	30					
51	49	45		31					

の表中

92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
97

を

91
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

に、

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105

を

92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
97

に、

69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81

を

68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
70
71
71
71
71
72
72
73

に、

43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47
47

を

42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
46
46
47

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
44
44
45

に改める。

別表第7の2中

	4以上	3	2	1	0
	2以上	1	0	0	0

を

に

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第5条第7項」を「第5条第6項及び第7項」に、「のうち市長が定める」を「で市長が定めるもの」に、「在職する」を「在職する職員」に改める。

別表第5中

54
54
55
55
56
56
57

を

53
54
54
54
54
55
55
55

に、

67
67
67
67
68
68
68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71

を

66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67

に、

73
74
75
76
77
78
79
80
81
81
82
82
83
83
84
84
85

を

に、

72
72
72
73
73
73
73
73
73
73
74
74
74
74
74
74
75
75
75
75

を

35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
37
37
37
37
37

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第11条に規定する扶養親族で、条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第11条に規定する扶養親族で、条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第4条の2中「第12条の5第1項第3号」を「第12条の5第1項第2号」に改め、同条を第3条とする。

第4条の3中「第12条の5第1項第3号」を「第12条の5第1項第2号」に改め、同条を第4条とする。

第5条を削る。

第6条中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第5条関係)

所属長確認印

住 居 届

(年 月 日提出)

任命権者 様	所 属		職	
	氏名・職員番号		㊟	
住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。 (契約書等証明書類 通添付)				
届出の理由 (該当する の中にレ印を付ける。)				
新 規 支給要件の喪失 転 居 契約関係の変更 (契約の更新を含む。) (届出の理由が生じた日) 家賃額の改定 その他 () 年 月 日				
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		住宅への 入 居 日	年 月 日
住 宅 の 所 在 地				
住 宅 所 有 者	続柄 ()	住 所		
住 宅 の 貸 主	続柄 ()	住 所		
住 宅 の 借 主	本人 扶養親族 続柄 ()	共同名義人が いない いる 続柄 () ()		
家 賃 等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(賄い付きの下宿代)		

記入上の注意

「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付けるものとする。

(以下は記入しないこと。)

条例第12条の5及び同条に基づく住居手当に関する規則の規定により、下記のとおり確認し、決定してよろしいか伺います。

年 月 日受理					年 月 日		
家賃の額に相当する額	支給の始期等	住居手当の月額	コード	備考	課長	課 員	担当
円	年 月分から	円					
					条例第12条の5第1項第2号該当		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、キルビメーター等を用いて」を「キルビメーターを用いる方法その他これに準ずる方法により」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（昭和25年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「東京事務所」の次に「及び金沢営業戦略室」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月29日 印刷
平成25年(2013年)3月29日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄